

財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査をを尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和7年12月10日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 小 関 英 子

記

1. 監査の対象 公益社団法人尾花沢シルバー人材センター
2. 監査期日 令和7年10月30日（木）
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子
4. 監査の範囲 令和6年度の指定管理に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点
及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和6年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理及び市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果【指摘事項】

1. 事務規程第3条に定める事務局長不在の状態が長期化している。現在、事務規程で定める「臨時代行」を無理にあてはめ決裁等を行っている状況であり、事務規程では事案の決定者や事務分掌が定められていることから、早急に事務局長不在の解消または組織体制を見直されたい。
2. 令和6年度尾花沢市儲かる農業支援事業補助金の額の確定通知を紛失している。
3. 令和6年度において、事務の失念により職員の基本給の支払いについて2か月分を合算し支出している。

商工観光課

1. 公益社団法人尾花沢シルバー人材センター運営費補助金交付要綱第10条に「四半期に一度限り」と定め、補助金の支払いを行っていることについて、その必要性を再考されたい。
2. 公益社団法人尾花沢シルバー人材センター運営費補助金の申請及び実績報告について、シルバー人材センター全体の予算・決算ではなく、市補助金の使途が分かる資料を添付されたい。